

運賃協議分科会の設置について

令和6年8月

1. 経緯等

これまで、道路運送法第9条第4項の規定により、大仙市地域公共交通活性化再生協議会において協議してきた運賃（協議運賃）について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、運賃等を定めようとする当該一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加する（＝地域公共交通会議とは別の会議等で協議する）よう、令和5年10月1日に道路運送法が改正された。

2. 大仙市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議分科会設置規約の制定

……資料 No. 1

法改正を受け、大仙市地域公共交通活性化再生協議会の分科会として、当該運賃等に係る協議を行うための「運賃協議分科会」を新たに設置する。

3. 大仙市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱の一部改正 ……資料 No. 2

「運賃協議分科会」を新たに設置することに伴い、設置要綱の一部を改正する。

①改正内容

- （1）道路運送法第9条第4項に基づき、運賃、料金等を協議するため、大仙市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議分科会の設置について規定。（第7条関係）
- （2）その他所要の規定の整理（第2条関係）

※参考資料

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃の運用見直し（国土交通省）……資料 No. 3

大仙市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議分科会設置規約

令和 6 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 9 条第 4 項の規定に基づき、同項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議し、その他協議運賃に関し必要な事項を処理するため、大仙市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、大仙市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 分科会は、設置要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客運送の運賃等に関する事項を協議するものとする。

(委員)

第 3 条 分科会の委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 大仙市長が指名する職員
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長が指名する職員
- (4) 住民又は利用者を代表する者として市長が指名する者

(会長)

第 4 条 分科会に会長を置き、前条第 1 号に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、書面により行うことができる。この場合において、書面による決議は、設置要綱第 6 条 1 項の規定に準拠し行うものとする。
- 3 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 分科会の庶務は、大仙市企画部地域活動応援課において処理する。

(補則)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

大仙市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する協議会及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議として、大仙市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 協議会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 法第5条第1項に規定する地域公共交通~~網形成~~計画（以下「~~交通形成~~計画」という。）の素案の策定
- （2） ~~交通形成~~計画の変更に関する協議
- （3） ~~交通連携計画及び形成~~計画に位置付けられた事業の実施及び実施に係る連絡調整
- （4） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様~~及び運賃、料金~~等に関する協議
- （5） ~~交通空白地~~~~市営~~有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する協議
- （6） 福祉~~・過疎地~~有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する協議
- （7） 生活バス路線の休止及び廃止に関する協議
- （8） 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な業務

（委員）

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱又は任命する。

- （1） 東北運輸局秋田運輸支局長が指名する者
- （2） 東北地方整備局湯沢河川国道事務所長が指名する者
- （3） 秋田県観光文化スポーツ部交通政策課長が指名する者
- （4） 秋田県仙北地域振興局建設部長が指名する者
- （5） 大仙警察署長が指名する者
- （6） 羽後交通株式会社が指名する者
- （7） 秋田県ハイヤー協会大曲仙北支部長が指名する者
- （8） 秋田県交通運輸産業労働組合協議会長が指名する者
- （9） 社会福祉法人大仙市社会福祉協議会長が指名する者
- （10） 各地域協議会代表（8地域）
- （11） 大仙市長が指名する者

（役員）

第4条 協議会に会長1名、副会長1名及び監査委員2名を置く。

2 会長、副会長及び監査委員は、委員の互選により選任する。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員（副会長を含む。）の3分の2以上の賛成をもって、協議が調ったものとする。
- 4 協議会は、必要があるときは構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(書面による決議)

第6条 協議会は、会長が認め、次の事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 軽微な事業計画の変更、その他必要と認められる措置の変更
- (2) 至急の決議が必要となる事項
- 2 会長は、書面による決議を行った場合、次回の協議会において、その内容を報告しなければならない。

(分科会)

第7条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客運送の運賃、料金等を協議するため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 ~~7~~ 協議会の庶務は、大仙市企画部地域活動応援課において処理する。

(補則)

第9条 ~~8~~ この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年2月26日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、第1回の会議は市長が招集する。

附 則（平成23年3月28日決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月27日決裁）

この要綱は、平成２４年４月２７日から施行する。

附 則（平成２７年６月１６日決裁）

この要綱は、平成２７年６月１６日から施行する。

附 則（平成２８年６月２４日決裁）

この要綱は、平成２８年６月２４日から施行する。

附 則（令和３年４月１日決裁）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和６年４月１日決裁）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

- これまで**地域公共交通会議において協議してきた運賃（協議運賃）**について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、事業者としては運賃等を定めようとする当該一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加する（＝地域公共交通会議とは**別の会議等で協議**する）よう改正されました（道路運送法第9条等）。
- 構成員の見直しに伴い、あらかじめ、**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映**するための措置を講ずることが規定されました。

【参考】地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）による道路運送法等の改正の内容

改正前

○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の**国土交通省令で定める関係者間の協議**が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

○道路運送法施行規則

第九条の二 法第九条第四項の協議が調つたときとは、同項の届出に係る運賃等について**地域公共交通会議**（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において**協議が調つて**いるときとする。

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の**地方公共団体の長**
 - 二 **一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体**
 - 三 **住民又は旅客**
 - 四 **地方運輸局長**
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の**運転者が組織する団体**
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

改正後

○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、**次に掲げる者を構成員とする協議会**において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む**市町村**（特別区を含む。以下同じ。）又は**都道府県**
- 二 **当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者**
- 三 当該路線等を管轄する**地方運輸局長**
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が**関係住民の意見を代表する者として指名する者**

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置**を講じなければならない。

⑤その他関連制度等の動向

協議運賃の運用見直しを踏まえた対応のポイント

①運賃協議会の設置

(対応例)

- ・ 運賃協議に特化した新たな協議会を設置
- ・ 地域公共交通会議（これまで運賃協議をしていた会議）の要綱に、「運賃の協議は別に定める構成員で行う」等の規定を追加
- ・ 地域公共交通会議の「分科会」や「WG」として、構成員を定めて協議を行う等の規定を追加

※学識経験者・有識者はいわゆる「オブザーバー」等としての参画が基本となりますが、法第9条第4項第4号に規定する者（関係住民の意見を代表する者として指名する者）としての参画も可能です。

②運賃協議会の開催方法

(対応例)

- ・ 運賃協議会単独での開催
- ・ 地域公共交通会議の開催前または開催後に連続して開催。ただし、連続して開催する場合は、運賃協議会の構成員以外は退室する、地域公共交通会議とは別室で行うなど、留意が必要です。

※独占禁止法のカルテルに該当しないよう、運賃を定めようとする乗合事業者のみが協議に参加。

また、複数事業者の運賃（区域運行を複数事業者が実施など）を協議する場合は、独占禁止法上の疑義が生じないよう、1事業者ごとに行うなど配慮が必要。

③住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置

- ・ 「公聴会」はあくまでも例示ですので、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、その他の方法によることも可能です。

(対応例)

パブリックコメント、市政広報誌、自治会への説明と事業者説明会、自治体ホームページでの意見募集、住民・利用者・利害関係者等に対するアンケート調査 等